

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい ちゅういてん 外国人労働者の方が受講する際の注意点

けんせつぎょうろうどうさいがいぼう しきょうかいさいたまけん し ぶ
建設業労働災害防止協会埼玉県支部

こうせいろうどうしょう がいこくじん にほんご りかいりよく はいりよ ぎのうこうしゅう じっし つうたつ
厚生労働省より「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」の通達
がなされ、とうろくきょうしゅうきかん ぎのうこうしゅう じゅこう がいこくじんろうどうしゃ かた にほんご
登録教習機関は、技能講習を受講する外国人労働者の方へ、日本語について
りかいりよく じぜん かくにん のぞ
の理解力を事前に確認することが望ましいとされました。

かくしゅぎのうこうしゅう にほんご りかい ないよう どうよう りかい
また、各種技能講習については、日本語を理解し、その内容についても同様に理解できな
きょういくぎむ は みと
れば、教育義務を果たしたものと認められません。

とうしが かいさい こうしゅうかい にほんご しょう にほんご
当支部において開催している講習会については、日本語のテキストを使用し、日本語による
こうぎ しゅうりょうしけん どうよう にほんご しょう しけん
講義をおこなっております。また、修了試験につきましても、同様に日本語を使用した試験
もんだい
問題となっております。

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう じぎょうしゃ かた こうしゅうじゅこう にほんご
つきましては、外国人労働者の方を受講させる事業者の方は「講習受講における日本語
りかいりよくかくにんしよ ベつし こじん じゅこう きぼう がいこくじんろうどうしゃ かた こうしゅうじゅこう
理解力確認書(別紙1)」、個人で受講を希望する外国人労働者の方は「講習受講における
にほんごりかいりよくしんこくしよ ベつし こうしゅうもうしこ じ ていしゅつ
日本語理解力申告書(別紙2)」を講習申込み時にご提出ください。

もうしこ さい かき がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい ちゅういじこう かく
なお、申込みをされる際には、下記「外国人労働者の方が受講する際の注意事項」をご確
にんくだ
認下さい。

がいこくじんろうどうしゃ かた じゅこう さい ちゅういじこう 「外国人労働者の方が受講する際の注意事項」

つうやく じゅこう ほさ かた どうせき でき
◎通訳や受講の補佐をする方の同席は出来ません。

こうしゅうちゅう こうし じゅこうせい かんじ よ かた にほんご いみ しつもん でき
◎講習中に講師やほかの受講生に漢字の読み方や日本語の意味を質問することは出来ま
せん。

にほんご りかいりよく かくにんしよ しんこくしよ ないよう こと じむきよく はんだん ばあい
◎日本語の理解力について、確認書又は申告書の内容と異なると事務局が判断した場合
は、とちゅうたいせき ねが ばあい こうしゅうじゅこうりょう だいきんどう
は、途中退席をお願いすることがあります。この場合、講習受講料、テキスト代金等は
へんきん
返金いたしません。

しゅうりょうしけんもんだい かんじ ふ しけんもんだい きぼう ばあい
◎修了試験問題の漢字に「ひらがな」によるルビが振られた試験問題を希望される場合
は、ていきょう ごうかくてん たつ ばあい しゅうりょうしやう はっこう
は、提供いたします。なお、合格点に達しない場合、修了証は発行いたしません。また、
ほこうどう さいしけん おこな
補講等・再試験は行いません。